

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度(2022年度)第2回豊中市男女共同参画審議会(WEB会議併用)		
開 催 日 時	令和4年(2022年) 11月29日(火) 10時00分 ~ 11時45分		
開 催 場 所	市役所第一庁舎4階第1会議室	公 開 の 可 否	☒ 可 ・ 不可 ・ 一部不可
事 務 局	人権政策課	傍 聴 者 数	2人
公 開 し な か っ た 理 由			
出席者	委 員	倉垣委員、西尾委員(職務代理者)、中村委員、大内委員、青竹委員、宮前委員、山中委員(会長)、須河内委員、山本委員、石塚委員、河本委員、古川委員、杉角委員、浦委員、奥田委員 (名簿順)	
	事 務 局	山本人権文化政策監、堀山参事兼人権政策課長、土田主幹(男女共同参画担当)、笹部男女・多文化共生係長、水谷主査、野邊事務職員	
	そ の 他		
議 題	1. 男女共同参画を推進する事業について ・小・中学生用 男女共同参画に関する教材作成について ・市内事業所に女性の活躍推進を促す新たな制度設計について 2. その他		
審 議 等 の 概 要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

令和4年度第2回豊中市男女共同参画審議会 議事概要

●開会

●成立要件の確認

●資料の確認

- ・ 次第
- ・ 豊中市男女共同参画審議会委員名簿（第10期）
- ・ 【資料1】 豊中市小・中学生用 男女共同参画に関する教材の概要について
- ・ 【資料2】 小学生用教材（素案）
- ・ 【資料3】 小学生高学年・中学生用教材（素案）
- ・ 【資料4】 小学生低学年用学習プリント
- ・ 【資料5】 指導書
- ・ 【資料6】 市内事業所に女性の活躍推進を促す新たな制度設計について
- ・ 【資料7】 国及び他市の取組み状況

●案件1 男女共同参画を推進する事業について

一 小・中学生用 男女共同参画に関する教材作成について一

事務局より、資料1～5に基づいて説明

会長：説明ありがとうございます。本日の会議は事前に質問を提出いただいておりますので、ご質問、ご意見一覧に沿って事務局から質問の内容と回答をお願いします。

事務局：質問・意見一覧No.1、端末を持ち帰り、家庭学習は可能かについては、学校によって対応は異なるが、持ち帰り学習は可能で聞いている。

委員：学校だけでなく家庭でも話し合いができると良い。持ち帰ることで家庭への広がりが見込まれると思う。

事務局：質問・意見一覧No.2の意見に対しては、ご指摘のとおり文言を修正する。

事務局：質問・意見一覧No.3、比較的都市部の豊中市で、男女の役割分担が固定的ではない中、先生方の裁量でジェンダーに関する地域特性を出すことは可能か。またはそういった指導を予定しているか。については、教材の中では地域特性などの記載はなく、また、指導も予定していない。先生方ご自身の経験を生かしながら教材を使うことができればと考えている。

事務局：続いて、質問・意見一覧No.4、指導書の「いろいろな人」「社会は変えていける」のページに関連して、仕事の現場を具体的に知る校外学習の展開の予定はあるか、ですが、中学二年生で実際3日職場体験する機会がある。男女共同参画推進センターすてっぷに見学に来る小学校もある。教材の活用によって、そういった展開もありうると考えている。

事務局：質問・意見一覧No.5の性に対する表現について、「性の多様性」や「性の構成」などの「性」は「性自認・性的指向」などを用いるべきでは。「性のグラデーション」という表現は不適切では。方針についてお聞きしたい。という意見ですが、「豊中市職員のための性の多様性を理解し行動するためのハンドブック」においても「性のグラデーション」という表記を使っており、今回もこの表記とさせていただいている。

事務局：質問・意見一覧No.6、中学校用教材には、多様な性や性自認の項目の前に、男女の身体の性や生殖活動、妊娠出産育児などの説明が必要では。もしくは別教材が想定されているのか。という意見ですが、小学校3年生で第二性徴について触れるべきとなっており、保健の授業で対応されるため、本教材での取り扱いや別教材の作成は考えていない。

事務局：質問・意見一覧No.7の『「男らしい」「女らしい」より「あなたらしい」がうれしいね』という表現について、多様性を否定する説明ではないか。女性が女性らしさを誇りにすることを否定せず、違いを認め、女性らしさも一つの価値ある形として認めるべき。表現の見直しとともに、DV被害は女性の方が受けやすいなど、女性ならではの問題の説明を加えたい。という意見ですが、当教材では、男性はこうあるべき、女性はこうすべき、パートナーは異性であるはず、といった無意識の偏見や固定的な性別役割分担意識がジェンダーの不平等を生み、自分らしさを発揮できていないという状況もあることから、このような表記にしている。

委員：この教材の趣旨の「男女の違いを自然に受け入れるべきではなく」というところが極端すぎるのではないかと思います、この質問をさせていただいた。男女の力の差などは何歳であっても確実にある。DVなど命の危険が高くなるのは女性。子どもの時から男女平等と教えるのは大切だが、1対1になった時の力関係は確実にある。女性は産む能力のある体として生まれてきているが、月経があるからつらそうと否定的な面だけではなく、それを誇りやポジティブに捉えられるように、教材の中で良い面も気づいてもらえればと思った。

委員：性のグラデーションや性の多様性は、性の種類自体の話であって、性自認とか性的思考は個人にかかわるものだと思う。どちらかを使うべきというより別物ではと思う。セックスは生物学的性別という説明があったが、ジェンダーを研究している立場からする

と、セックスも生物学的性別と言えるのかということを議論している。外性器、男の子はペニス、女の子は膣があることを産婦人科医の目視で男女を分けているが、医療技術が発達した現代において、それだけで男、女と二分化できるのか、中には性分化疾患と判断される人もいる。それを受け入れられない人もいるので、X ジェンダーという言葉が世界的に広がっている。X ジェンダーがパスポート上でも使われている国もある。無理やり男だ、女だと認識させること自体が強要にもなるし差別にあたるのではないかという世界的な流れもある。産婦人科医の外性器の目視だけで男か女かに決まるということについて、ジェンダーを研究している人たちの間では、それは違うのでは、というのが一般的な見解である。

委員：産婦人科医は目視だけで決めているわけではない。非常に難しいので、詳しく説明はしないが、かなり専門的にいろいろな方面で考えて、最終的に戸籍の性は決定されている。性別を決めなくてもいいという意見も理解しているが、一方で、それが取り払われたときに、女性としての恐怖感、目の前にいる人が自分と違う性かもしれないということに対する恐怖感を持つ方や被害を受けられた方のトラウマ的なもの、心的だけで済まない体のダメージについて、性是一緒、いろいろだからいいじゃないかということで、社会的な問題の議論すらせなくなることを懸念している。

委員：前述の委員のご意見は理解している。小学生向けにどのように説明するか、もう少し補足が必要だと感じた。

委員：このような内容は、中学生までで学ばない人も多い。中学生用の教材の中で、何らかの手当てができればよいと思う。

委員：男らしく女らしくという言葉や性別学的な性を否定するものではないが、男らしい生き方や女らしい生き方を強制してきた経緯があり、子どもたちの行動範囲を狭めて、自制をさせてきたとジェンダー研究の中で言われている。これまで使われている「男らしく・女らしく」より、まずは「あなたらしく」を認めていくことは外せないところかなと思う。

会長：何人かの委員の意見をうかがってきて、性別の二元論から人類の歴史はスタートしているが、さまざまな学問の発展によって、多様論の方向へ進んでいる。男らしさ・女らしさもその人が思う「らしさ」を認めていこうという考え方が出てきている。とはいえ、男性、女性によって現実的に受ける被害が違っているという二元論で展開するものもなくなっている。多様性を受容することを押さえつつ、そうでない視点もしっかり入れていこうという意見だったかと思う。

事務局：質問・意見一覧No.8の意見、学校関係者との確認回数について、できるだけ多くの学校関係者に5回程度は確認が必要と考えますについて、教材検討の場である「男女平等教育推進協議会」に学校関係者がおり、少なくとも3回以上は意見をいただく予定である。また、模擬授業も実施することになっている。

事務局：質問・意見一覧No.9、学校現場の方の意見を11月末時点の今、どこまで取り入れられるのか。については、現在も協議会で意見をいただき反映しているところである。

事務局：質問・意見一覧No.10、「To you」より文字量（情報量）が少ないと感じるが、少なくしないといけないのか。については、媒体が紙から電子になったため、差を感じられているようだが、少なくしなければならないとは考えていない。

事務局：質問・意見一覧No.11、タップすれば、ネットの情報にアクセスできる機能は入れられるかの質問ですが、小学生低学年用はタップが可能で、小学生高学年・中学生用はURLをコピーペーストしてアクセスが可能となっている。

事務局：質問・意見一覧No.12、教材のタイトルについて、「To you」の名前が浸透しているが、なぜ変更するのか。「かがやき」より「To you」の方が良いと思うとの意見ですが、タイトルは決定しているわけではないので、「かがやき」は案のため、これから検討する予定である。

事務局：質問・意見一覧No.13、指導書作成にあたって、教職員の意見はどこまで反映する予定かについて、教材が完成しないことには作成できないが、作成後、協議会で検討する予定にしている。

事務局：質問・意見一覧No.14、指導書はいつ、どのように教職員に渡されるのか、ですが、3月に教材と同時に渡すことをめざしている。

事務局：質問・意見一覧No.15、新しい教材を教職員全員に周知するための方策についてのご質問ですが、教材は学校教育課と合同で作成しているため、校長会や学校教育課で案内する研修などでの周知を行うことを考えている。

事務局：質問・意見一覧No.16、授業者のジェンダーについての知識やタブレット操作の研修予定はあるか、については、すでに紙教材を使用している授業の実績もあるため、特に研修の予定はない。ジェンダーに関しては、大阪府等が主催する研修等で日頃から人権感覚を磨き、知識を培っていただいていると考えている。タブレットについても、現在、学校で使用

しているシステムにデータを格納するため、研修は予定してない。

委員：回答理解した。4月からの活用を想定しているとのことだが、準備もいる。学校の現場にスケジュール感を提示してもらえればと思う。

委員：指導書の表記について、日付を入れる際は、元号と西暦を併記して欲しい。

事務局：了解した。

委員：ページ構成について、なぜこの並びになったのか。「いきいきと暮らせるまち→みんな大切な人→いろいろな性→自分も相手も大事」となっているが、「いきいきと暮らせるまち→いろいろな性→みんな大切な人→自分も相手も大事」の順番の方が良いのでは。今の並びだとセクシャルマイノリティの人の部分だけ浮くのではないかと思う。課題で取り上げるということは説明順がどこになろうと浮いてしまうのかもしれないが、自分と他人との関係性やデートDVのことに繋げていくためには、並びを変えた方が子どもたちの学びとしては理解しやすいのではないかと思った。

事務局：協議会でも、掲載順について意見をもらっている。小学生用については、自分から世界を広げていくという流れで構成していたが、今日いただいた意見もふまえ、今一度検討する。

委員：男女共同参画に関するテーマについて考えるが、考えれば考えるほど社会にまだ根深く残っている矛盾したことがたくさんある。例えば、資料のなかのグラフには、男性・女性だけを区別してパーセンテージを出している。結局「男か女」の前提だけかと思う。職員採用時に、男性何名採用、女性何名採用などの情報を掲載しているのではなかと、想像ではあるが思っている。世の中には露骨にそういった表現が残っている。

事務局：国はジェンダー統計の重要性も言っている。男女の性差を明らかにして女性のエンパワメントを図っている。現時点で、性は多様性であるということを前提に、男女である賃金格差なども一定お示しさせていただいて、児童・生徒の考えるきっかけになればと思う。

委員：同性婚について、同性婚の法制化が日本にはない。先進国でなぜか日本だけでなく、法制化されない日本の意識については、教材にのせるかどうかはともかく、検討はしなければいけない。女性として生まれ、性自認が男性、性指向も男性の方の話をうかがった。彼によると、職場や家庭で自分をどう表現していいのか苦しむ。それを解消するには、同性婚について法的に証明できるものがあるだけでストレスにさらされる機会がなくなると聞いて、

なるほどと思った。法制化は国会での決定。法律を作りましょうという人を議会に送り込む選挙をしなければならない。結局は国民の意識の問題に繋がる。いずれ選挙権を持つ子どもたちに、そういうことを視点に持って選挙はするよと伝えれば、変わっていく可能性があると思っている。今回、教材に掲載するかはともかく、研究するにあたって議論はなされていないかと思っている。

事務局：同性婚については、「多様な家族」の中で示している。家族のかたちというページで同性婚について伝えていければと思う。

委員：教材が紙からデジタル媒体になることにより、タブレットで見られるようになるので、親も教材を見る機会が増えるのではないかと思う。男女共同参画について、親世代はそこまでわかっていない。学校で子どもは「自分も大切、あなたも大切、自分らしくが大事」と習うのに、家庭で親が「男らしく、女らしく」と話すと混乱するのではないかと思う。家にタブレットを持ち帰る学校を増やして、家族や親兄弟と話せる機会を作ってもらうことで、親も多様性などについて知ることができるし、家庭での会話も増えると思う。タブレット自体の使い方も含めて教材が最大限活用できるよう検討していただきたい。

事務局：教材の活用については、教育委員会へ情報共有し検討していきたい。

委員：一つめの質問は、この教材と先生はどのような関わり方をするのか。タブレット学習の様子を授業参観に取り入れてもいいと思った。2つめは、教材内容について、先行自治体を参考に作成したとのことだが、教材に豊中市独自の部分があるのか教えて欲しい。

事務局：現行の教材の運用は、取り上げるテーマや学習方法を、個人ではなく学年の先生で話し合っていて決めていると聞いている。先生自身がジェンダーにとらわれていることを、教材をとおして、気づくとともに振り返ってもらえればと思っている。

2つめの質問について、先行自治体を参考に作成したのは「豊中市職員のための性の多様性を理解し行動するためのハンドブック」で、男女共同参画に関する教材については、先行自治体の例がなく、逆に他の自治体や国から問い合わせをいただいている状況である。ジェンダー平等教育啓発教材については、豊中市のオリジナルになると考えている。

委員：家で話し合ってみましょうと教材に書くことについて、とてもそんな環境にない子どももいるのではないかと感じたが、現場の先生等の対応でクリアできるのかもしれないと思った。

会長：前述のご意見は、とても重要なご指摘かと思う。

委員：環境的に親との学習が難しい状況であれば、祖父母の影響もかなり大きいと思うので、まわりの大人と話してみましようとか範囲を広げてもいいのではないか。「大人を巻き込む」ことを豊中市のオリジナリティの一つとして持てば良いと思う。アメリカでも子供にそういう教育をする際に親からの反対が起こっている。教育に親も巻き込むという視点は大事だと思う。

会長：事実婚、パートナーと暮らしている人やひとり親など家族にはいろいろなかたちがある。学習にあたっては一定配慮が必要だと思う。

会長：DV被害者について、DV被害者は数字上、女性のほうが多いが、現場の方に聞くと、男性が身体的暴力も含めて被害を受けていることもあり、男性の方が訴えにくいことや同性間でのDVの場合はどこに訴えたらよいのかわからず辛い状況にあると聞いた。DV被害者におけるマイノリティについて、男女共同参画の視点で考えることが必要かと思う。

●案件1 男女共同参画を推進する事業について

ー市内事業所に女性の活躍推進を促す新たな制度設計についてー

事務局より、資料6～7に基づいて説明

会長：説明ありがとうございます。事務局から質問への回答をお願いします。

事務局：質問・意見一覧No.1、資料6のコロナ禍で特に過酷なサービス業の管理職比率について直近の動向がわかるものがあれば紹介したいとありますが、とよなか都市創造研究所に確認したところ、「豊中市における女性の就労に関する調査研究」は2022年には実施していないとのことだった。

委員：方針や運営に関わる女性が増えれば良いと思う。最新の数字から傾向が確認できればと思い質問した。引き続き取り組みをお願いしたい。

事務局：質問・意見一覧No.2、教師などの一部の職種を除き、産休育休中の人の業務の代行やカバーする人にはサポートがなく、お互い様や思いやりといった精神論で過重な労働が行われているのが実情である。業種によっては代行者を外部から探すのが難しい場合もあり、代行者は男女によらず、結婚希望があるのに仕事に忙殺されている独身の男女である場合や不妊症に悩んでいる女性の場合もある。雇用側が産休育休取得者に支払わない賃金を、代行せざるを得ない人に支払うことを推進する施策についてご検討できないか。ま

た、現状、市として把握されている産休育休中の人に賃金を支払わない雇用者の割合などを伺いたいとの質問について、民間の企業では、出産休暇や育児休業中の給料は支給されないが、給料の 5～7 割に相当する給付金や手当を健康保険や雇用保険から受け取ることが可能である。そのため、市では割合の把握はしていない状況である。

委員：代行をしている業務が、人が減る分その業務も減る業種もあるし、教職のように代行者が割り振られることが前提となっている職場もある。代替えが入ることは非常に恵まれた職場であって、多くはお互いさまということで、誰かが負担をしなくてはならない状況である。代替えで働いている人は、搾取されている状況におかれているが、社会的に認知されていない。休んでいる人に対しては保険から補償がされているのであれば、雇用者は費用が浮いている。にもかかわらず、1 人分の給与で 2 人分の仕事をさせているのが現状である。そうであれば、代行して仕事をしている人に対して、サポートをする施策があってもいいのではないかと思います提案した。

委員：前述の委員のご意見は、社会保険労務士として業務をするなかで、問題と感じている。ノーワーク・ノーペイで産休育休中は健康保険や雇用保険から労働者には所得補償がなされ、社会保険料の免除制度もある。企業側の負担は軽くなるはずである。休んでいる代替要員も雇えず残っている人で業務を分担している場合は業務過多となるので、一定の手当を渡して評価すべきだとクライアントには提案している。産休育休がスムーズにとれない、育休切りなどはマタニティハラスメントにつながる。10 月からは男性の産後パパ育休の制度始まった。このような新たな制度の推進や取得促進を労務の専門家として企業へ働きかけをしていきたい。代替要員については、厚労省の「両立支援等助成金」という制度もある。女性活躍の推進を促す新たな制度については、社会保険労務士の専門分野ではあるので、お力添えできる部分もあると思う。積極的に活用してほしい。

事務局：市は今年度からアドバイザー派遣事業を始めた。今後の展開に、いただいた意見を反映できればと思う。

会長：市内事業所の現状をふまえ「どのような動機づけ（メリット）」が事業所の取組みを促すことができるか。とメリットを受けるための条件設定（女性活躍を促進する取組み項目）はどのようなものが効果的か。について、意見はあるか。

委員：先ほど提案した代替職員の雇用におけるサポートもあるが、その他にテレワークの導入のサポートはできないのか。豊中市は小さな事業所多いのでデジタル化にハードルが高い企業も多いのではないかと思います。テレワークを導入すれば女性の就労につながると思った。

事務局：コロナ禍を受けて多様な働き方が進んだ。こういった視点で検討することも必要かと思う。

委員：女性を雇用することで WIN-WIN になることを発信できればいい。女性の視点を入れることで新たな商品が生まれる、生産性が上がると言われている。また、若い人を雇うより、シングルマザーを雇用する方が、生活がかかっているため辞めないということを企業から聞いたことがある。雇用の安定の意味でも新たな取組みをしてはと思う。

山中会長：女性の生活の中から見えてくる消費者のニーズをとらえることが、女性を積極的に雇うことで可能になってくるかもしれないというご意見かと思う。

委員：代替要員について、現場で難しいのは、業務内容的に、簡単に雇えるか雇えないかの違いかと思う。フルタイムの枠はフルタイムで雇うという考え方をしているかぎり埋められないと思う。代替要員として短時間勤務の人を雇うなど組み合わせが大事になってくる。専門家の意見を聞きながら、行政が積極的に推進していくことができればいいと思う。豊中市は4人以下の事業所が多いということなので、そこまで頭が回らないのではないかと思う。短時間勤務の人を雇うことができるしくみづくりをつくれば、効果的なのではないかと思う。

委員：何がメリットか考えた際に、資料7の要件をみると「男女がともに働きやすい職場づくり」や「職場環境・風土の改善」などがキーワードになっている。女性が活躍するため、時短勤務を取り入れる、子育てしやすい働き方の仕組みづくりも必要であるが、介護や病気治療しながら仕事を両立する人も増えており、多様な人材、多様な働き方を求められている。時短勤務の正社員制度など女性活躍推進をきっかけに働きやすい職場づくりを作ることで、人材の確保、長期雇用や人材育成ができ、企業の成長につながることを説明し、多様な働き方ができる制度を作っていくメリットを押し出していくことが必要なのではないかと思う。

会長：がんの就労支援は国が今、非常に推進しているところである。人生の中でさまざまな事柄を抱えながら、いかに働いていき、働く人も企業側も共に WIN-WIN になれる方策は共通しているという視点を伝えつつ、そのなかに女性活躍もあると説明すると伝わりやすいのではないかと思う。

委員：保育園で勤務している。女性が多く活躍している職場である。産休育休を取得する人が毎年いる。代替職員を探すか、保育士不足で埋まらない実情がある。代替職員は欲し

いが埋まらない業種もあることを知ってほしい。もう一点は、保育園は公金で運営している。一般の方から働きたいと問合せはあるが、保育士でないと補助の対象からはずれる。人不足を解消するため、子育て支援員という認定制度はあるが、補助はでない。子育て支援員も補助の対象となれば、保育園のマンパワー不足が解消される。制度の見直しをお願いしたい。

事務局：代替職員をどのようにしていくか。既存の制度の周知活用やそれでも足りない制度的なものはないか、また、テレワークについての新たな支援を考えられないか、残った人の仕事を切り取ったり組み合わせたりすることでいろいろな人の雇用が生まれないかなどいろいろな意見をいただいた。持ち帰って、今後の検討に活かしていきたい。たくさんのご意見ありがとうございました。

●案件２ その他

事務局より、次回の開催予定についてご連絡
(意見・質問なし)

以上